

Ⅱ 総会・研修会の記録

1 総会概要

- 日 時 令和元年6月28日(金) 13:15～16:15
- 会 場 かながわ県民センター ホール

(1) 開会のことば

- (2) あいさつ 神奈川県社会教育委員連絡協議会会長 鈴木 眞 理
来賓祝辞 神奈川県教育委員会教育局生涯学習部長 田 熊 徹

(議長選出)

(3) 議 事

- 第1号議案 平成30年度事業報告並びに会計報告について
- 第2号議案 令和元年度事業計画案並びに予算案について
- 第3号議案 令和元年度役員等について
- 第4号議案 その他

(4) その他 新旧役員紹介・あいさつ

(5) 講 演

- 演題 「地域における社会教育委員のめざすもの
～人づくり・つながりづくり・地域づくりの視点から～」
講師 文部科学省総合教育政策局地域学習推進課 課長補佐 下田 力 氏

(6) 閉会のことば

2 令和元年度神奈川県社会教育委員連絡協議会 総会 講演

演題「地域における社会教育委員のめざすもの

～人づくり・つながりづくり・地域づくりの視点から～

講師 文部科学省総合教育政策局 地域学習推進課 課長補佐 下田 力 氏

皆様、こんにちは。よろしくお祈いします。

今日は社会教育委員の皆様がお集まりと聞いております。ご対応誠にありがとうございます。

ちょっと聞いてみたいと思いますが、社会教育委員 10 年以上のベテランですという方？ 5 年以下の方？ 新しい方の方が多いですね。

社会教育といっても古い言葉で、学術的な意味合いのものもあれば、行政の仕事上使う言葉であったりもするのですが、今日のところは、行政担当からの説明ということで聞いていただいて、社会教育というものがこれからどうなっていくのか、どういうふうに進めたらいいのか、ということをお話させていただきます。

今日の資料として、さすが神奈川県と思いますが「社会教育委員活動のためのハンドブック」が配られております。後で、ハンドブックの 3 ページをご覧くださいと思います。社会教育法では、「社会教育委員というもの、また社会教育委員はこんな仕事をする」ということが書かれています。オールジャパンでいえば、法律を読めばそれだけでいいのですが、神奈川県で言えば神奈川県独特の、それから地元の市町村に戻られれば、地元の市町村特有の地域事情があると思います。社会教育法を読むと、要はいろいろ作戦を立てるのが皆様のお願いされている仕事だと。言うなれば、戦国時代の軍師みたいなことを「地域」でやっていただく。というのが、分かりやすく言えば社会教育委員の仕事なのかなというふうに思います。

今日何度も使うフレーズなので、結論から先にお伝えしておこうと思います。社会教育というのは、「社会につながる教育」、「社会とかわる教育」なのだというふうに思います。

皆さんにお配りした資料をご覧くださいと思います。表紙に、文部科学省総合教育政策局とあります。1 年ぐらい前は、文部科学省生涯学習政策局でした。それが平成 30 年 10 月に組織再編をして総合教育政策局となりました。1 年前は社会教育課という名前でした。今日お話しするそのものの名前が課にあったんですが、それが地域学習推進課に変わりました。

組織再編の意図するところを改めてお話しすると、社会にかかわる教育、社会とつながる教育という話をしましたが、今、学校教育が大きく変わっていきこうとしています。学習指導要領が順次変わっていくんですが、先生方が、子どもたちにどう授業をするか、学習指導要領に基づいて授業を構成していきます。その指導要領に「社会に開かれた教育課程」と書かれています。学習指導要領と教育課程というのは、ほとんど同じ意味だと思ってください。言葉をいっぱい覚えて、テストで確認して、その反復をずっとしていきただけじゃなく、もちろんそれはそれで基礎基本なので大事なのですが、もうちょっと世の中を見て、それを覚えたら、何ができるの、世の中でどう役に立てられるのかというところとくっつけて、教育を進めていきたいと思いますというふうになっております。

世の中を見渡して縦割りではだめなんじゃないか、学校教育と社会教育をもっと積極的に一緒にやっていかなきゃいけないんじゃないかということで、総合教育政策局になり、社会教育というフレーズも、なかなかその一言では伝わりにくいところがあるので、地域学習ということで行政を進めてみよう、という組織名になっております。

今日の資料もとても分厚くて、今日全部これにふれていると夜が明けてしまいます。今日の話がどうだったか、皆さんが地元に戻られて、報告をする機会があるかもしれません。そのときに報告しやすいように、このスライドが大事ですと最後にお伝えしますので、私の話がおも

しろいと思われたら、そこだけ伝えていただけるよう話をしたいと思います。

今日私がする話はオールジャパンの話ですけれど、皆さんは地元に戻った時に、どう解釈してどう展開するかはいろいろ変わってくると思います。そこで地元を鼓舞できるような話ができたらいいなと思っております。

今日は、全体を通して大きく4パートぐらいに分けます。

4パートのうちの1点目は、中央教育審議会の答申の話、これからの社会教育という話をしたいと思っております。

2点目は、目標設定をすることが本当に重要ですという話です。行政の仕事の名前で見ると、コミュニティ・スクールとか、地域学校協働活動とかで強調したいと思います。

3点目は、来年度から、社会教育主事ではなく、社会教育士という名前を任用と関係なく名乗ることができる、そういう制度が始まるという話です。

それから、自治体の担当の方が気にされていると思うのですが、最近法改正がされました。社会教育施設の所管が、今は教育委員会の教育長が所管するとなっていますが、特に博物館中心の話ではあったんですが、公民館、図書館も含めて、市長、町長、村長の所管に特例として変えていくという法改正が成されました。4点目はその解説をしたいと思います。

1点目が中教審の答申、2点目が作戦を立てる、3点目が社会教育士という人の話、4点目が場所、社会教育施設など。そういう作戦、人、具体の話ができればと思っています。

中教審の答申ですが、平成30年12月に出ているので、そんなに新しい話ではありません。ご存じということをご前提に話してしましますが、中央教育審議会というのは、文部科学省の諮問機関です。そこに大臣が、「これ考えて」とするのが諮問です。今、初等中等教育関係でたくさん諮問がなされていて、中教審でこれから議論していくのですが、その結果が答申というものになります。答申というものが出たら、我々行政担当は、その答申を受けて、法律を作るのか、改正するのか、もしくは法律事項ではなく、その下の政令とか省令とかを変えるのかとか（自治体でいえば条例に当たるもの）、そういう技術的な対応に入っていきます。要はその技術的な対応に入っていく前の大事なものが答申です。

平成30年12月に出た答申は、「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」です。

答申の中の構造は2部構成になっています。第1部には、これからの社会教育が2つに分かれて載っていて、第1部の1点目は理念が語られています。こういう世の中の課題があるので、こんな事が必要なのではないかというのが第1部1パート目の理念です。

そのため、各自治体で、地元で軍師役として何か計画を作っていく時に、世の中の課題はこれだ、だからこういうことが必要だという部分から始まるのではないかと思うので、参考にさせていただければと思います。構造を覚えてくださいという1部の2パート目は、具体論が書かれています。オールジャパンという具体論なので、地域で進める時の具体論までは届いていません。それも後ほどふれます。

そして、2部構成の第2部が、社会教育施設のあり方です。

【資料5】は所管の特例についてです。今日大きく4つふれられればと思いますが、そこに関係するところです。

もうこれで中教審の答申の構造は覚えてしまいました。中身を覚える必要はないので、関係があるときにふれていければと思います。このような構造になっていて、どこに、どんな内容が書いてあるか、今言った3つのことを覚えていただければ、地域に戻った時に、社会教育の計画だとか、具体の取組を進めるという時に役に立つと思います。

これからの社会教育、1点目のパートの説明を進めます。理念が書かれているところ、現状と課題というところです。

分かりやすく説明するために、これからを伝えるのであれば、これまでのことも語る必要があると思います。そのため、これまでのことを象徴して軸を決めたいと思います。前回の東京オリンピックがあったのは1964年のことです。今NHKで「いだてん」という大河ドラマをやっています。その1964年ごろを軸とすると、今society5.0ですが、1964年はsociety3.0のころの時代です。

当時の学校教育はどんなだったかという、大雑把に言うと、ものをたくさん覚えて、それをいかに人より速く、正確に、たくさん再現できるか、そういうことを磨いていく時代でした。学校教育を終えた後どういう仕事をするか、あまり使いたくない言葉なんです、勝ち組といえば、パイロット、医者、公務員もそうなのかもしれません。そういうような大量生産、大量消費、それでたくさん稼いでいこうという右肩上がりの時代なので、基礎基本がまず大事で、基礎基本はできるだけたくさんあった方がいいので、たくさん詰め込もうというのがsociety3.0の学校教育でした。society3.0は、工業化社会と言われていました。イケイケどんどんの1964年の世界でした。

そのころの社会教育はどうだったのかというと、学校教育の方がいろいろ大事だと言われていた頃であるので、社会教育については、集団でどういうふうに住んでいくか、どう切磋琢磨して協力してやっていくか、宿泊学習で青少年施設に行ったり、地域のお祭りをいかにみんなで盛り上げたりとか、今本当に大雑把に言っている、それだけが象徴ではないんですが、あえて学校教育と比較的に言うと、そのような時代だったのかなと感じます。

もちろん、学術的には、学校教育も社会教育もしっかりと研究されて、そのころからずっと続いているものですが、行政分野的にこれからの社会教育を語るのであれば、例え話として1964年ぐらいの状況を比較論として使いたいと思います。

では今はどうか、学校教育はどういうふうに進んでいるか皆さんご存じでしょうか。1964年ごろの、いかにたくさん覚えて、正確に再現するか、そこは変わっていないんですが、これからの学校教育は、課題解決型の部分が重要視されています。

たくさん覚えて、たくさん再現するというのは、スマホでちょっとググると片手でできてしまう世の中になったので、「あれ？忘れた！」と思っても、すぐ調べられます。もちろん、覚えなくていいというわけではありません。課題を見つけて、いろいろな情報を覚えたことを編集して、「あ、これが問題だ！」「みんなどう思う？」と人と話をしながら課題を解決していくような、そんな学習になっています。

これは、昔から社会教育でやってきたことでもあるんです。

では、今の社会教育はどうかというと、昔は集団で、みんなで切磋琢磨してという課題が地域ごとでありました。行政のやる事は、例えば学校を出ていない方が多くいらっしゃる、経済的な格差があるとか、そういう格差をできるだけ縮める、弱いところを手当てするというのが仕事であって、それは昔も今も変わらないんですが、戦後すぐの社会教育や、戦後すぐから1964年に至る社会教育は、どちらかというと戦後復興していくにあたって、足らざるを埋めるというような、そういう面が強かったのではないかと思います。

ところが、その1964年の頃とあえて比較すると、これからの教育は、学校教育も社会教育も、みんなで話し合っただけで課題を解決して、ほぼ学校教育も社会教育も同じものを目指すようになってきたと思っています。

世の中の的には右肩上がりではなく、人口減少社会と言われていています。これから縮小する社会をどう考えていくか。言葉のイメージが悪いのですが、縮小するということが全て悪いかというと、私個人は何とも言えないのではないのかと思っています。基本的には、何のために学校教育を受けるか、社会教育を進めるかというのも、一人一人、個人個人がいかに幸せに暮らしていくかということだと思います。人の幸せの感覚というのは、みな一律ではないので、とて

も似ている人もいて、気の合う仲間もいるのですが、それぞれ幸せの感覚は違います。それぞれでどう確立していくか、集団で確立していくか。その時に教育をどう行っていくかという世の中に合わせて進めていくものだと思っていますので、これからの教育というのは、社会教育はもちろん、学校教育も含めて、課題解決でやっていきたいと思います。どんな課題があるかというのは、その後の資料にいっぱい出てきますが、最初は人口が減りますということが載っています。

神奈川県の中でも、地方消滅という未来が言えるのではないかと思います。【資料9】に書かれているのは、人口が2040年に50%減少する市区町村です。今1億2千何百万人います。2040年になると、明治と同じぐらいの人口8000万人くらいに減る。昔は8000万で維持できていたんだったらいいのではないかと思います。そこに出てくるのがこの【資料9】の日本地図です。資料をご覧ください、江戸から明治に変わる頃の8000万人というのは、均等とは言いませんが、都市部に2000万、それ以外のところに6000万とか、それぞれ仲間、コミュニティ、自治体を維持できるぐらいの人口が各所であった。ところが、やがてくる2040年以降の姿は、都会にばかり人が集まって、地方にはあまり人がいなくなる、そういう8000万人になると言われています。

人口減少という言葉だけではなく、人口が分散していないということが課題になるという意味合いでもとらえてもらえればと思います。人口が減っていくと、今まで物を買ってくれていた人たちが減るわけで、売れなくなる。収入も減る、物を稼ぐことに関しては、人口減少というのはあまりよくないことです。人口減少で何かが減っていくと、それぞれに助け合うことができなくなる、進まなくなっていくのではと危惧されています。【資料11】今の18歳から29歳が、あと60年後に80歳になったら、4割になるというわけではないでしょう。60年後にアンケートをとったら、「よく付き合っている」はずっと5%のままではないでしょうか。それでいいのかということです。

やっぱり個人個人の幸せを維持していくに当たっては、一人では難しいと思います。技術が発達して、なんでも一人でぱっとできる世の中にはなっていますが、やはり誰かと協力して何かをやっていくということは絶対になくしてはいけないし、なくなれないと思っています。

また、課題の話として「なぜ学ぶのか」【資料13】society5.0と呼ばれる世の中に合わせて、生き方も教育も考えて進めていく必要があるのではないかと思います。

society5.0の前は4.0ですけども、4.0というのは情報社会と呼ばれます。30年ぐらい前、パソコンやインターネットが普及し始めた頃、平成が始まる頃から言われてきました。その辺りがsociety4.0、情報社会です。

ここで私がおもしろいと思っていることをお伝えします。年数の間隔についてです。その前のsociety3.0は諸説あるかと思いますが、先ほど言った1964年東京オリンピックの工業化社会と呼ばれる頃です。あえてこの辺かなと思って起点を探すと、エジソンが電力を使い、フォードがオートメーションと呼ばれる大量生産する、そういうパワーを得た時代、20世紀初頭の話です。わずか100年前です。今からしたら、society4.0のパソコンやインターネットでも30年前で、それから工業化社会と呼ばれ、オートメーション化の時代は1940年よりもう少し前・・・というところ。もう1つ、工業化社会の走りみたいなことを地球の歴史の中で探してみると、蒸気機関が発明されたのがイギリスの産業革命、それによってたくさん労働力を機械で得ることができ、いろいろなものを大量に作っていくことができるようになるのですが、それも18世紀の後半ぐらいです。このスパンを見ると、だんだんsociety何.何というような社会の大きな変化、このスパンが短くなってきているなど感じ、おもしろいと思っています。

その時の社会に応じて、どのように役に立つ人材に育てていくかというのが、教育の進め方なので、それはsociety3.0の頃の教育のやり方があれば、society2.0の頃の教育のやり方も

あったのでしょうか。AIは、人間がものすごく時間がかかることをほんの数秒でやってしまうことができる。AIもプログラミングしないといけないので、人間の方がと私は思っているのですが、いつかAIが人間の力を逆転する、それがシンギュラリティと言うらしいんですけど、そういう時代がやってくるみたいなことも言われています。

じゃあ、人間が自分の頭で、人と協力してお互い幸せに生きていくために、どんな教育をするのかというのは、当然その時代時代によって変わってくるんですけど、変わってくるその時代の大きな変化が、すごく短くなっています。society1.0 といったら狩猟時代、society2.0 といったら農耕時代ですけど、その頃から考えると、当然今のスパンが短くなる。文科省が進める政策も、わりと変わる頻度が高くて申し訳ございませんと思うのですが、そういうことも含めて、世の中の変わるスピードも本当に早くなってきている。

その中で社会教育に期待されている役割というのは、基本的にあんまり変わってなく、ようやく学校教育自体がやっと本気で一緒に進めようというふうになってきたのかなと思っています。

これからの社会教育の部分ですが、【資料 15・16】に、中教審の答申の2パート目の具体の方向性が書かれています。あくまでオールジャパンの構成なので、具体という言葉でこれを読むと、地域の方々にとってはあまり具体的でないかもしれないですが、ぜひ社会教育の計画などをつくる時に覚えておいてほしいフレーズがあります。「人づくり、つながりづくり、地域づくり」です。

これも冒頭に、社会教育というのは、特にこれからの社会教育というのは、社会にかかわる教育、社会とつながる教育というふうにお話しましたが、答申に書かれているのはこのキーワードに代表されて書かれています。【資料 16】には、きっかけをつくっていきましょうとか、いろんな分野が縦割りではなく、連携してネットワーク型で頑張っていきましょうと書かれています。それから、どういう人材がいればいいのか、どんな人がいてほしいかということが書かれています。

また、ちょっとでも似た地域があればと、【資料 23】から先のページは事例が並んでいます。本当に地域性があるって、差があるって、こんなやり方があるのかと思う地域もあれば、もうこれやっているよというものもあるので、これやっているという地域については安心してください。引き続きそれを進めていただければと思います。国が必ずしも、今までやっているものに、上から輪をかけて、同じことをずっと頑張りなさいという意味合いではなく、その地域に定着して、できている地域に関しては自信を持って、そのまま続けていただければというふうに思います。今までが、これからの社会教育ということで、中央教育審議会の答申の話でした。

ここから、2点目の話に移ります。2点目は、「目標設定が大事ですよ」ということで、【資料 30】からは、ネットワーク型行政、昔からよく言っている「連携していきましょう」という話をします。

最新の施策の名前ですが、中央教育審議会の答申が平成 30 年に出て、行政の仕事としては、法改正までいって、「地域学校協働活動」という言葉を社会教育法に載せました。

国がそういうことするんだから、地域で冊子（地域学校協働ボランティアハンドブック）を作っていただいて、ぜひ地域に合わせて頑張ってくださいということになっていきます。

ネットワークをイメージしたこのスライドですが、私が必ずどこに行っても解説しているのは、文部科学省は、たまにしか皆さんとお会いできなくて、それでいて長話をして、分かっていたかかないといけないので1枚に何でも情報を入れすぎます。大学がない地域だってあります。でも大学生と平気で書いてあります。これは、いろいろ書いてあるけど、例え話だというふうに、ご了解いただければと思います。

この中の、1つ2つのキーとなる団体と連携していくという意味合いでも、地域学校協働活動は進められます。地域学校協働活動をするには、これだけの人を集めなくてはならないと誤解されないようにと思っています。無理なくやっていただくのが一番です。

地域学校協働活動というのは、真ん中に学校教育とか、社会教育とか、家庭教育とか、まさに今の文部科学省の組織改正と一緒になんですけど、こういったことを効果的に、縦割りじゃなく進めるために、皆さんが手を組みましょうということなのです。そもそも地域学校協働活動と言うようになったきっかけをお話すると、【資料 32】のスライドになります。最近の教育改革、これからのことを語る時に、非常に象徴的な説明資料です。真ん中に学校教育があります。そこに「社会に開かれた教育課程」とあります。学校教育の中身を、「覚えたことで何ができるようになるの?」「どういうふうに世の中の役に立つの?」ということと併せて進めていきます。「虐待の防止は学校の先生の仕事なの?」ということに関しては、その道の専門家を入れて、学校は学校の教育に専念できるよう、そういう環境を整えていくべきなのではないかということなのです。

というのは、学習指導要領のように質を変えていく話と、環境を整備していくという話が、平成 28 年末ぐらいにまとまりました。今から 3 年か 4 年ぐらい前から、そういう感覚が強まっていると言われていています。学校で学んだことがどう役に立つのかというのは、学校の先生だけで世の中全部分かるわけではないし、その学校の中にいる人たちだけではなかなか難しい。こういう言い方をしながらも気をつけてお話ししようと思うのは、やっぱり地域の方が入るといっても、年がら年中、授業を地域の方と一緒にやるということではなくて、要所要所なのだと思います。総合的な学習の時間、家庭科の裁縫の時間、書道の時間、スポーツテストとか、そういった要所要所に絞られる話です。学校の勉強を子どもたちが終わらせることができた時に、ほめる大人の方が近くにいたり、世の中でこんな事に役に立つんだよという話をしてもらったり、そういうパートナー、これが【資料 32】の右側、社会教育の分野から学校教育と一緒にやっていく、地域学校協働活動、地域学校協働本部と言われているものです。いわゆるコミュニティ・スクールと呼ばれている、学校運営協議会という仕組みです。

社会に開かれた教育課程を進めようとする、こういう仕組みが必要なんじゃないかと当時言われていました。【資料 32】左側の部分ですが、こういう真ん中、右側の変化の話を、今から先生になろうとする方、それからもう既に先生になられた方、教育委員会にいらっしゃる方等、全ての教育関係者に研修やいろいろな機会をつかって知ってもらう必要があります。その部分を法改正して、研修制度を整えていきたいと思いますという、これら 3 つの流れを合わせたものが「次世代の学校・地域創生プラン」と呼ばれるものでした。平成 28 年 1 月と書いてありますね。平成 27 年の 12 月に答申が出て、その 28 年の 1 年間をかけて法改正をして・・・ということを担当していました。

2 点目のタイトルは、目標設定が非常に大事ということなのです。連携、連携と言いますが、市民の方と連携が必要ですよと学校に言った時に、学校の先生から、「もう十分足りています。地域参観日もやっているし、運動会は地域の運動会と一緒にやっているし、地域の方はたくさん来てくれて、十分です。」とおっしゃることが、今も昔もよくあります。

ここで私の自己紹介をします。実は、平成 17 年から 2 年間、私は北海道の帯広市というところの教育委員会に出向しておりました。

私は、最初から文部科学省に入ったわけではなく、生まれは九州で、最初に勤めたのは熊本大学でした。当時の文部省の組織構造としては、国立大学というのは、地方の支店みたいな感じでした。本店が文部省。昔の言葉で言うと、ノンキャリアと呼ばれるのが地方の国立大学の職員から転勤してきた人で、キャリアと呼ばれる直接文科省に最初から採用される方々は、年に 20 人ぐらいしか入ってきません。文部省という国の役所に毎年 20 人しか人が直接に入って

こないわけですから、やっていけないわけです。文部省からしたら、夜遅くまで働ける若い人がいないかということで、全国の国立大学に若手を3年ぐらいの約束で派遣させるという制度がありました。

私は熊本大学で働くのだと思って入ったのですが、そういう制度があるので行ってみないかと言われ、3年で帰ってくるのだったらと行きました。東京に来てから知るのですが、中に帰してもらえない人がいるみたいです。その後ずっと大学に帰れずに、本省で係長とかになり、放課後子ども教室とか家庭教育支援とかやるぞと言われて、その時もいろいろな自治体の方に「ころころ変わってすいませんね。」という話をしながら、ちょっと自治体の仕事もやってみなきゃと思ったのです。

十何年前にそんなことを思う人が少なかったみたいで、とても変人扱いされましたが、そんな私を受け入れてくれたのが、北海道の帯広市教育委員会でした。帯広市も、当時の国の仕事を見てみたいという市役所の職員がいて、トレード成立で2年間行ってきました。

その時の2年間、教頭先生、それからPTAの皆さんと交流させていただいて、いろいろなことを教えていただいたのですが、「地域連携足りています。難しいこと言わないでください。」と言われたのが先ほどの話です。

そのころ、地域連携というのが始まったばかりで、学校で先生方と話す、「社会教育ってイベントでしょう？」とか「学校の教育課程っていつ決まるか知っていますか？」と言われました。「9月にイベントがあるので、子どもたちいっぱい来てもらえませんか。」と相談に行きました。「学校の教育課程は前年度の1月か2月に全部決まっている。生涯学習や社会教育の方はよく年度途中で学校に来て、子どもたちにとか言うけど・・・」と怒られました。

ただその時に、先生に言われたのは、「やはり子どもたちのために、何かいいものがあるんだったら、中身次第だから一緒に考えよう。」と言ってもらえました。社会教育に理解がある先生だったからかなと思います。当時も、カリキュラムがけっこういっぱい、学校の先生方は大変だなと思いました。

目標設定は重要ですよということですが、これまで連携できていると先生方が言われている事は、マンパワーの貸し借りになっているところがあります。学校の教育活動をよくするために、たくさん人がいてほしいとか、地域のお祭りだとか、運動会を盛り上げるために学校の子どもたちに参加してほしいとか、そういうことで地域連携はできていますと言われました。

確かにそれはそうです。いい事だと思います。でも、これからは、社会に開かれた教育課程ということで、society3.0のころの、たくさん覚えて、人より速く正確に再現ができるだけではなく、ちょっと教育のやり方に目を向けて、もっとしっかりやっていかないと・・・となった時に、(オールジャパンではあまり具体的などころまで目標を提示できていないのは、大変申し訳ないのですけど)、地域地域、学校学校で、こういうことをできるようにしようとか、地域にとってはその目標設定だと非常に助かるとか、学校の教育でも子どもたちにこういうことを教えたいから、地域でこんなことに取り組んでくれると助かるとかということを、要所要所で話して互いに共通した部分のある目標を立てていくことが必要です。

目標が決まったら、一緒になってやったり、お互いがお互いのパートで(それぞれの仕事もしながら)取り組んだりします。お互いがハッピーになるような、そういう目標を立てていかないといけない!というようなことを、今一所懸命いろいろな場所で説明しております。

【資料35】スライドの上の方に書いてあることが、学習指導要領、学校教育の世界の話です。

「生きて働く知識、技能の習得」というところに、たくさんさんの時間と知恵をかけてきました。

ちょっと脱線します。最近の教科書は、我々が習った頃とだいぶ変わっているみたいです。皆さん「マガリャンイス」って誰か知っていますか。マゼランのことらしいです。元素記号は、私の記憶では103番ぐらいまでしかなかったと思うのですが、今104番以降ができています

いです。それから、世界遺産の関係で、仁徳天皇陵は今、大仙古墳と言うらしいです。鎌倉幕府は「いい国つくろう（1192年）鎌倉幕府」と言っていたのですが、今一番の定説は1185年らしいです。それから、四大工業地帯と習いましたが、今は、三大工業地帯なので。北九州工業地帯はすごく生産力が落ちてしまって、今「三大工業地帯と、そのほか北九州工業地域など」と書いてあるらしいです。いろいろと教科書の内容も変わっています。

世の中が進んでいくので、覚えた事をどう使うかということに代表される新学習指導要領が、2020年度から小学校でスタートします。また、小学校の前の幼稚園の幼児教育というのも非常に重要視されていて、無償化するだけでなく、質もちゃんとしていかないといけないということで、新しい幼稚園教育要領は既に施行されております。

またおもしろいなと思ったのは、幼稚園教育要領と小学校の学習指導要領は、これまでそれぞれのことを書くことはほとんどなかったらしいのですが、小学校学習指導要領に「幼稚園教育要領に書かれている教育の内容を踏まえて、小学校の学習、教育を進めていくこと」と書かれています。そんなこと驚くことかと思われるかもしれませんが、幼稚園も学校であり、これまでは明確に書かれなかった、「学校と学校の間」の「教育をつなぐ」ということを明確に書いたということが分かります。幼稚園には、「幼稚園というのは人格形成のスタートの段階として、一生涯を通じてこれから教育がスタートしていく。幼稚園を卒園するときの目標というだけではなく、その後の小学校、中学校、高等学校とずっと続けていく中で必要な知性を子どもたちが身につけられるように、そういうことを踏まえて幼児教育をしていきましょう。」と書かれています。そして、小学校については、「それを受けてしっかりと学校教育を進めていきましょう。」ということになっています。連携という言葉ではなくて、「接続」という言葉を使います。小1プロブレムという言葉もありますが、いかに年齢という縦の流れで学校の違いを少なくして、接続を考えながら地域地域で教育を進めていくか。

そういう教育を進めていく中で、社会教育をしている地域学校協働本部がどう目標設定を一緒にしながらかわっていくか。それから学校運営協議会、いわゆるコミュニティ・スクールですが、まだ小学校2万、中学校1万ある中で、たかだか5000～6000の学校にしかと取り入れられていません。学校運営協議会という仕組みは、うちの学校は、こういう教育を進めていこうと思っていますというのを、地域の皆さんと話し合っただけで進めていく制度です。学校運営協議会は法律にしっかり書かれていますが、地域学校協働本部は社会教育法には書かれていません。

学校で子どもたちが習う事や教わる事を、どう世の中に結びつけていくかという時に、保護者目線で言うと、「あの授業何やっているの？」と思うような授業も、地域の皆さんから、やがてこういうことに役に立つであろうということをお話しながら目標を決めて、進めていく仕組みとして学校運営協議会がある。会議のための会議をやる訳ではないので、要所要所でどう目標設定をして実現していくかが大切です。また、学校、授業でできることは限られているので、地域学校協働本部として、地域の公民館や図書館の活動で、学校で習ったものを実際に体験してみる、使ってみるような、そういう講座とセットにしてみる方法もあります。

うちの地域は、うちの学校はこれができる子どもになってほしい、こういうことが考えられる子どもになってほしい等、そういうことを決めてこれから進めていくということが重要ではないかというときに、繰り返しになりますが、目標設定が重要であるということをお話したいと思います。

地域学校協働活動とか学校運営協議会の事例については、横浜市が学校運営協議会を進められておられます。目標設定をしっかりしながら、子どもたちのカリキュラムについていかに地域が関わるかをコミュニティ・スクールで進めたり、その延長で地域学校協働活動をセットで進めてもらったり、このような事が進んでいけばいいなと思っています。

そして、ここから3点目のパートです。3点目のパートとしては、社会教育士、人の話です。

社会教育士が誕生するのは令和2年度からです。今は社会教育主事です。「あなたは係長」という辞令をもらうのと同じように、「あなたは社会教育主事」という辞令とともに発令するのが社会教育主事なので、急に増える話ではありません。社会教育主事というのは、先ほどの目標設定をいかに進めていくかというときに、地域地域で、皆さん何が課題ですかとか、学校はどうしたいんですかとか、地域にはこんな資料がありますねとか、そういうものを中心になって進める（ファシリテートする）のが社会教育主事の資格を持っている方になります。その資格を取るために、大学で学んだり、社会教育主事講習を受けたりするのですが、そこで学んだ事を生かす場面が、どうまちを活性化していくかなどを行政の立場として考えるのが社会教育主事です。その能力というのが非常に重要だと言われていて、これが発令された人だけではもったいないということもあり、社会教育主事講習の在り方が変わり、その講習を受けた方は、令和2年度から「社会教育士」というのを発令とは関係なく名乗ることができる、そういう制度が始まります。

どのような社会教育主事の仕事を期待しているかというのと、【資料 48】以降に、こんな社会教育主事の活躍を後押ししているという例が載っています。北陸の方のある市では、学校の先生に、令和2年度から始まる社会教育士の講習を受けさせて、給与で、その資格を持っている人を優遇するような制度を考えているということです。（実現するかどうかは分からない話ですが）なぜですかと聞くと、授業改善のためですとのことでした。先ほどのコミュニティ・スクールの話や社会に開かれた教育課程の中で、学校でよりしっかりと、何を目指し、子どもたちにどういったことを身につけてほしいのか、そういう事をしっかりと説明できる人、しっかりと勉強をした人が授業をつくってほしいということでした。学校の教員の持っている能力に、社会教育主事がこれまで持っていた、もしくは社会教育士になるために身につけた能力を加えることで、よりよい授業、よりよい学校教育が進められるのではないかということです。もはや学校教育なのか社会教育なのかということもあるのですが、そのような自治体もあるようです。そのため、もっと社会教育主事講習を受けやすくしてくださいと言われています。今の講習の話は、【資料 45・46】に載っていますが、そんなにたくさんできていません。そのため、ただ、社会教育士制度が始まると言っても、学校の授業改善の役に立ちますとか、首長部局の市民部局などに配属された時に役に立ちますとか、そういった事をまとめて、これから期待される社会教育士像を示したり、制度を変えたり、大きな2つのことを進めるためのプロジェクトを進めているところです。これからの話として、そういう事を進めていきますという情報提供です。

いずれにしても、【資料 48】以降に書いてあるような社会教育主事、社会教育士を、質を求めずに人数だけ増やしても仕方がないので、きちんとした質を保ちながら、社会に開かれた教育課程に活躍が期待される場面がたくさんあるので、できるだけたくさんの社会教育士の誕生をと思っています。

【資料 51】のスライドに、新しい制度の社会教育主事講習の内容が載っています。既に社会教育主事の資格をお持ちの方については、令和2年度以降に、2つの科目、生涯学習支援論と社会教育経営論だけ受けていただくと社会教育士が名乗れます。もちろん、今、社会教育主事の方が、来年度から、この2つを受けないと社会教育主事の仕事をできなくなるというわけではありません。ただ、来年度から改めて新しく勉強する方は当然、全て受けていただかなければならないのですが、できるだけ制度をしっかりと周知しながら、受講できる場所もそろえながら、活躍していただけるような環境をつくっていかないといけないと思っています。今、社会教育士について期待することは【資料 52】に書いてあります。3番目のパート、人の話でした。

次の4番目は、社会教育施設の話になりますが、そこに行く前に、フランスではという話が【資料 53】に紹介してあります。

では4点目、今後の社会教育施設のあり方というか、この中央教育審議会の答申と、法改正の詳細について文科省から各教育委員会に通知文として説明をさせていただいたのが令和元年6月7日でした。法改正が参議院で通って、本会議を通ったのが5月30日なので、本当に法改正したてのものになります。法改正は、地方分権に端を発するものです。自治体から、この制度をちょっと変えてくれ、もうちょっと簡素化してくれというような要望がいろいろ上がってくる中の1つとして、例えば博物館や美術館などの社会教育施設とされているところについては、補助執行だとか、事務委任というのはできるので、そういった形で責任の権限は教育委員会に置きながらも、首長部局がやるというのは以前も可能でした。完全に市長の責任、知事の責任など所管を変えられるようにしてほしい、という自治体の要望があり、それを認める場合には、こんな事が心配されるとか、こんな事に気をつけないといけないということを話し合ったのが、この中央教育審議会の答申の第2部に書かれています。構造上、第1部が理念で、第1部の2が具体的な方向性で、第2部が社会教育施設とお伝えしましたが、そこが実は重要な役割を持った答申です。中央教育審議会の答申では、社会教育施設の所管のあり方として、変えるにしても特例ということになっています。特例として進める時に、社会教育が進まなくなるのではないかと、首長部局に所管を渡してしまうと社会教育法上の社会教育施設なのに、教育の取組ということを忘れられた施設になってしまうのではというような中教審の議論や国会の質問がありました。もちろんそうならないよう、社会教育の機能がしっかりと果たされていくように法改正する必要がある、ということになり【資料58】は中教審の方向性の概要です。特に【資料58】のスライドの一番下、特例措置を活用する場合に留意が求められる点の内容を、いかに法律の条文に落とし込んでいくかということで、【資料59】スライド以降の法律の内容となっています。地方行法（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）の33条の3項で、いわゆる知事や市長が、その所管を特例として変え、その公立社会教育機関の管理運営をする場合には、規則を決めないといけない。その時は、どういう運営をしていくか、核となる規則を制定する際に教育委員会にきちんと協議しなさいと法律で書かれています。つまり、特例として変えるときに、元々社会教育法に基づく社会教育施設であることは、誰が所管しようが揺るがないところなので、社会教育を進める際には、こういう点に気をつけてね、こんなことしないと変えたらいけないよ、そういう決まりとなっています。付帯決議もついていて、3年ぐらいしたら、どんな状況かきちんと見なければいけないと書いてあります。中教審の議論の中でも、管理委託でやっている社会教育施設は、教育の取組をしなくなるのではないかと心配されたところではあります。どうして法改正の内容がこうなったのかということと、観光の政策で、美術館とかが非常にお金が儲かるところもあるんですが、そういったところで機動的にまちの活性化だとか、観光だとかというところで、教育委員会だ、首長部局だと言わずに、まち全体として効果的に進めていこうとした時に、首長がヘッドになって進めていけるようにすることで法改正がなされました。目標設定を地域ごとにしっかりして、そのプロセスでどうみんなと一緒に上げていくか、この考え方で進めていくというのは非常にありなのではないか。特例なので、そんなにたくさん所管が変わったりはしないのではないかと思います。もし特例で首長部局が進めることになっても、協議をしないといけないわけですし、いかに学びの機会の需要を考えて進めていくかということが、観光政策やまちづくり政策などで生かされていくのではないかと。要するに社会教育の考え方が減るようなピンチではなくこれまで社会教育の考え方で物事を進めることが少なかった首長部局にその機会が増えるチャンスではないか、こういうふうに感じているところです。

いずれにしても、国が法律を変えたばかりです。具体的に神奈川県内でも、市町村でいろいろ声があがって、どのように進めようかと疑問がわいた時に、本当に気軽に相談していただいて構わないと思っています。ここにいらっしゃるのは社会教育委員の皆さんなので、地元に戻

られて、文科から来た人が相談していいって言っていたということで、事務担当の方につないでいただいて構いません。私がここで、こうなるんじゃないかと言っているだけでは進まないというのは重々承知しております。法律が変わったことで、私の町はこう進めたけれど、こういう事が心配なんだということを話しながら、進めていければと思っています。

あと1つだけ。社会教育施設が4パート目の話だったんですが、実は私、平成31年3月まで、国立青少年教育振興機構に2年間出向し、総務課長として勤めていました。最後に国立青少年施設が、今こんなことやっているというのを紹介して終わりにしたいと思います。

これも学校教育と社会教育を連携してやっていこうという事なんですが、【資料82】に書いてあるのが、学習指導要領の改定のスケジュールです。社会教育施設の青少年の施設というのは、当然、宿泊学習とか林間学校とか、そういう研修の場です。学校で理科や社会で習ったことを、実際に施設に行き、みんなで協力しながらやっていこう。生活態度も仲間を見て学びながら、勉強にも活かしていこう。特に幼児教育の部分で、幼稚園の子どもたちや幼稚園の先生方が青少年施設を使うという発想はあまりなかったと思うんですが、今広がってきています。幼稚園の先生は、歌って、踊って絵が掛けて、楽器が弾けて。幼稚園の教育って、ただ遊ばせているわけではなく、遊びの中で子どもたちの教育をしています。すごい、スーパーマン、スーパーウーマンの先生方です。

小学校1年生になるのは義務教育で当たり前なので、それぞれ家庭の事情で行った保育所だとか幼稚園の中の学びの部分は統一していきましょう、ということになっている、新しい幼稚園教育要領はもう始まっています。現場の保育士や幼稚園の先生に学んでもらう時に、すぐそこに山や海という自然環境があるので、実際に先生方に体験してもらいながら、研修してもらい、そこから幼稚園教育要領、保育所保育指針がねらっている事は何なのかというのを学んでもらう、そういう研修もやっています。

それから小学校以上の学習指導要領の改定に合わせて、【資料86】のスライドが象徴的なんですけど、宿泊学習をもう学校の授業にしまえばいいじゃないかという活動支援も行っています。これは令和2年度から変わる指導要領の前、現行の指導要領でも認められているものですが知られていない。プログラミング教育、小学校3・4年生から英会話をやるとか、どれだけ授業のやりくりが大変になるんだという時に、宿泊学習は大変だし、削っちゃおうという話もあり、それは非常にもったいないという話です。1泊2日や2泊3日、長期になるなら3泊4日とかでもいいと思います。

私も青少年機構に2年勤めて知ったんですが、国立の青少年施設に勤めている職員の方々の中には、学校の先生が2年とか3年の任期で来られています。なので、コミュニティ・スクールのところで述べましたが、授業改善で、いかに保護者から「あれ何？」と言われても、こういう教育でこういう目的でやっていますということを進めていこうとした時に、施設のスタッフ、職員というのが学校の先生だったりすると、非常に事業内容の企画が立てやすい。青少年機構は指導案も作っちゃおうということで、ホームページには載っていないのですが、そういうのを研究していたこともあります。青少年機構、青少年施設がそんな事をやっているのご承知置きいただければと思います。

資料最後の参考のところは、本当にいろんなことが載っています。なぜ載せているかというところ、文科省に限らず、国の役所というのは、どの役所もいろいろな方針をたくさん出します。社会教育は社会とかかわる、社会とつながる。それぞれの地域で何が課題かという時に、共通した課題もあれば、その地域特有の課題というものもあると思います。この参考資料の中で、私のまちの課題に近いというものが情報としてあれば、これもまた気軽に、事務担当の方を通じて、文科省の地域学習推進課の下田に聞いていただければというふうに思います。

まとめに入らせていただきます。大事なスライド(★)は、13、32、34、35、52、53、58、59、

60 になります。これらをおさえていただければ、国が一生懸命進めようとしている話だとか、社会教育はこれからつながるとか、かかわるとかと言っている話を地元に戻られて伝達していただけるかなと思います。

行政の公務員の人間が言うのはとても変わっているかもしれませんが、社会教育って本当に昔から、その名前がつく前から存在していたものですし、本当に生活に身近な学びの分野だと思っています。これが続いていくには、やはり楽しく、複数の人間で、集団でというところがキーポイントになってくると思います。楽しくやるためには、【3ページ】に、社会教育委員は、その後の社会教育計画を作るんですよと法律に書いてあると仰々しい言い方をしましたけれど、大事なのは遊び心だと思っています。例えば、地元を見渡していただいて、若い人と協力して今の優れた技術を使って、昔から培われている伝統文化を、子どもたちと一緒によりすばらしいものにしていく。それも楽しいことです。例え話としていいか分かりませんが、私、最近のあらためて創り直したデジタル版のゴジラの映画を見て、すごい技術を使って新しく作り直すと、ものすごく本物っぽくできる。若い人もベテランもこの話を地元のお祭りなどになぞらえて考えてみると、すごいことができるかもしれません。技術が進んでくるということは、便利になっていくということで、集団で楽しくと言ったんですが、個人にどんどん集約されていくかもしれませんが、悪い話ばかりでもない。それぞれのお互いの幸せを求めて学んでいくところは変わらないと繰り返し言いましたが、それもやはり人と話をして、あなたの幸せはこうね、私たちの幸せはこうね、というところを調整しながら、お互いハッピーになるように進めていく必要があると思います。

それは学校の連携だけに必要なことではなくて、今仕事をしている我々自分自身にも必要なことだと思っていて、遊び心を持ちながら世の中を見渡していただいて、どうぞ各地元で軍師役としてご活躍いただければと思います。今日は長い時間、ありがとうございました。

○質問

今後の方向性を踏まえた貴重なお話をありがとうございました。質問させていただきます。

新設される社会教育士は活躍の場が広がるという、そういうイメージなのでしょうけれども、ファシリテーション能力とかプレゼンテーション能力というのは、社会教育士だけじゃなくて、当然主事も持っています。ですから、活躍の場なのか、能力なのか、それとも資格と称号の違いなのか、その辺がどうも腑に落ちない。これが1点。

社会教育は、特にここにいらっしゃる皆さん、社会教育委員は社会教育を計画していくという立場で考えたんですが、講習の科目名を見ると、社会教育経営論となっている。社会教育を経営するとはどういう概念なのか、その辺も詳しく教えていただきたい。

○下田講師

ご質問ありがとうございました。

正直に、社会教育経営論の言葉の使い方については、申し訳ないのですが専門ではないので分かりません。社会教育経営論というのはどういう内容のものです、という個別の資料はあるのですが、今日の資料の中には名前だけしか書いてなく、分かりにくかったです。申し訳ございません。

社会教育士については、活躍の場が広がるというより、活躍する人が増える、ということかと考えます。これまで組織内の発令でしか存在しなかった役回りが、組織の外の方も講習を受けて資格を得られれば社会教育主事と同等の役回りを名乗ることができる。現在、社会教育主事の発令を受けてその職務に当たっておられる方は引き続き社会教育主事として活躍されるでしょうから、その方々に加えて、新たな称号を得た組織外の方々も活躍される、ということで、社会教育の場で活躍する人が増える、ということです。現在の社会教育主事との関係ですが、

社会教育士制度が令和2年度から始まるといいながら、今説明の中で申し上げたとおり、社会教育士像なるものは先ほどの説明の【資料52】のスライド1枚です。こういった場面でファシリテーション能力が必要だとか、それからその能力は社会教育主事は当然必要だ等…そういった事も今まさに整理して、本当はそれが先に整理されてから制度が始まるのではないかということですが、4月から久しぶりに戻ってきて、新しい制度が来年から始まるよということになっていて、今はホームページなどでしっかり迅速に伝えられる時代であるので、今日いただいた質問をもとにして、できるだけ今日の説明に加えて、経営論も含めてしっかり提供できるようにしていきたいと思います。またこうした場で神奈川県の皆様にご説明をさせていただくような時間があれば引き継いで、その説明の中で解説をさせていただきたいと思います。できるだけ早くホームページで答えていけるようにします。

※社会教育士制度が制定される過程は文科省ホームページに掲載されています。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/gakugei/1399077.htm

配付資料

○社会教育委員活動のためのハンドブック 2019（改訂版）【3ページ】

○講師配付資料

【資料5】人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について(答申)概要

【資料9】「地方消滅」という未来

【資料11】若年層ほど、地域でも付き合いが少ない

内閣府「社会意識に関する世論調査」(平成30年2月)

★【資料13】なぜ、学ぶのか

【資料15】地域における社会教育の意義と果たすべき役割

～「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくり～

【資料16】新たな社会教育の方向性～開かれ、つながる社会教育の実現～

【資料23～】全ての人に開かれた公民館へ

【資料30】地域全体で未来を担う子供たちの成長を支える仕組み(地域学校協働活動の概念図)

★【資料32】「次世代の学校・地域」創生プラン(平成28年1月文部科学大臣決定)の実現に向けて

★【資料34】地域と学校の連携・協働―共通の目標

★【資料35】2. 地域と学校の連携・協働―社会に開かれた教育課程の実現

【資料45】現行の社会教育主事講習

【資料46】社会教育主事・司書・公民館職員に関する研修事業

【資料48】社会教育主事有資格者の配置・活用について

【資料51】社会教育主事講習等規定の一部を改正する省令について

★【資料52】社会教育士について

★【資料53】海外における家庭や地域の教育力向上に向けた取組

★【資料58】人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について(答申)概要

★【資料59】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(社会教育関係抜粋)(概要)

★【資料60】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する付帯決議

【資料82】今後の学習指導要領改訂に関するスケジュール

【資料86】改訂学習指導要領に応じた集団宿泊活動支援

※★…特に大事なスライドとして紹介